(4)　受験票
受験票は、令和９年２月17日（水曜日）から試験日までにセンターの指定する方法によりセンターのホームページ上のシステムよりダウンロードするものとする。

7　合格者の発表
(1)　合格者の発表は、令和９年３月31日（水曜日）にセンターのホームページに合格者の受験番号を掲載すること（14時予定）によって行う。
(2)　合格証書は令和９年３月31日（水曜日）14時以降、センターの指定する方法によりセンターのホームページ上のシステムよりダウンロードするものとする。

8　その他
(1)　試験の詳細については、センターのホームページに掲載される「受験の手引」を参照すること。
(2)　受験に際し、障害その他の事情により、別室の確保、手話通訳者の付与等、何らかの配慮を希望する者はセンターのホームページからセンター配慮係宛に問合せの上、受験申込書類とは別に令和８年12月１日（火曜日）から令和８年12月25日（金曜日）（消印有効）までの間に、提出先に所定の申請書類を提出すること。当該申請書類は、令和８年12月25日（金曜日）（消印有効）までに簡易書留郵便により提出されたものに限り受け付ける。

9　試験に関する照会先　センター　郵便番号112－0006　住所　東京都文京区小日向４－５－16ツインヒルズ茗荷谷10階　試験案内専用電話番号　03（6912）2655　ホームページhttps://www.jccpp.or.jp

文部科学省告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年九月四日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄			下欄		
名称	関係告示	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
古井家住宅（兵庫県宍粟郡安富町）	昭和四十二年文化財保護委員会告示第三十四号 昭和五十八年文部省告示第七十五号	一棟	桁行一三・九メートル、梁間八・一メートル、入母屋造、茅葺	姫路市	兵庫県姫路市安田四丁目一番地	兵庫県姫路市安富町皆河字行友二三三番地一
名称		員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧古井家住宅（兵庫県姫路市安富町）		一棟	桁行一三・九メートル、梁間八・一メートル、入母屋造、茅葺	姫路市	兵庫県姫路市安田四丁目一番地	兵庫県姫路市安富町皆河字行友二三三番地一

文部科学省告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年九月四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
氷川神社本殿	一棟	桁行三間、梁間二間、入母屋造、正面千鳥破風付、向拝一間、唐破風造、瓦棒銅板葺 附・棟札　一枚	氷川神社	埼玉県川越市宮下町二丁目一番地三	埼玉県川越市宮下町
姫埼灯台	一基	金属製、鉄造、建築面積三〇・六四平方メートル	国（海上保安庁）	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	新潟県佐渡市両津大川字姫崎一二五七番地
禄剛埼灯台	一基	金属製、石造、建築面積五九・七六平方メートル 附・旧レンズ部品　一式	国（海上保安庁） 珠洲市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 石川県珠洲市上戸町北方一字六番地の二	石川県珠洲市狼煙町
旧吉村順三別邸	一棟	鉄筋コンクリート造及び木造、建築面積五一・八〇平方メートル、二階建一部中三階、鉄板葺 附・図面　三枚 ・家具　一一点	吉村隆子	東京都中野区南台五丁目三〇番二四号	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南吉ヶ沢一三五四番地八
棲霞園	四棟	木造、建築面積六九二・二七平方メートル、平屋建、桟瓦葺一部銅板葺 土蔵造、建築面積四〇・七五平方メートル、二階建、桟瓦葺、蔵前附属、南面塀附属 土蔵造、建築面積二八・八一平方メートル、二階建、桟瓦葺、蔵前附属 一間薬医門、桟瓦葺一部銅板葺、左右袖塀附属	ロート製薬株式会社	大阪府大阪市生野区巽西一丁目八番一号	奈良県奈良市高畑町一一〇九番地
主屋					
北土蔵					
南土蔵					
表門					